群馬県ハンセン病行政資料調査報告書

平成27年3月群馬県健康福祉部保健予防課

報告書発行に寄せて

この群馬県ハンセン病行政資料調査の発端は、平成25年9月に国立ハンセン病療養所栗生楽泉園入所者自治会長からいただいた痛切な要望でした。改めて長い間辛く悲しい思いをしてきた元患者の皆様の人生を重く受け止め、どのような史実があったのかを明らかにしなければならないという思いの中で、平成26年度に健康福祉部保健予防課内に専任の職員を配置し、過去の県行政資料の調査に取り組みました。

今回の調査は県に保存されている明治33年度から昭和35年度までの行政資料を調査したものです。幸いにして本県には戦前の資料が保存されており、この保存された県行政資料を調査することで、地域の状況や県及び市町村の施策など、これまであまり触れられることのなかった調査内容となっています。

これまで群馬県では、ハンセン病に関する正しい理解の促進に努めてきましたが、元患者の方々が、社会のハンセン病に対する誤った認識により差別や偏見に苦しんできたという歴史を考えますと、あらためて痛恨の念を禁じ得ません。

こうした悲劇が二度と起こらないようにするためには、元患者の皆様の人生をしっかりと受け止め、そして後世に確実に伝えていかなければなりません。

この「群馬県ハンセン病行政資料調査報告書」が、ハンセン病問題はもとより、今後の感染症対策における人権尊重の重要性への認識をより一層深め、差別や偏見のない社会づくりに資するものになることを願ってやみません。

平成27年3月

群馬県知事 大澤正明

次 目

T	^ ·	シ゛	
本は第一条	に 全国調査と法律制定 ・・・ 節 全国調査と実情把握	· 1	
第一第	節 法律の制定 節 告論と訓令 第一区府県立全生病院の成立と拡張 節 全生病院と患者送致 節 全生病院と患者負担	• 4	
第三筹筹第四	節 全生病院の拡張 湯ノ沢集落と聖バルナバ医院 節 湯ノ沢地区への患者集住 節 聖バルナバ医院と栗生楽泉園 節 全生病院の国立移管と湯ノ沢集落の解散 戦後公文書にみるハンセン病患者		
おれて資料]		
1 2 3 4	治33年 第一回全国調査 (内務省) 治38年 全国癩患者概数表 治39年 全国癩患者概数表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 12 • 14)
5 6 7	治40年 「癩予防ニ関スル件」(法律第11号) 治40年 知事事務引継書(連合府県療養所建設予算) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·18	5
8 9 10 11	治42年 癩予防法施行に伴う内務省衛生局長訓示事項等復命 ・・・ 治42年 全生病院への患者収容 ・・・・ 治42年 湯ノ沢地区患者の細菌検査に係る意見具申 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 20))
12 13 14	正 2 年 知事事務引継書(全生病院送致数及び湯ノ沢集落移転経過) · · · 正 3 年 草津町温泉使用料条例 · · · · 正 3 年 警察署巡閲注意事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 21 · 21 · 22	
15 16 17 18	正 5 年 予防方法に関する各府県の意見 正 7 年 全生病院収容癩患者調(郡市別) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 25)
19 20 21	正14年 患者救護に関する内務省衛生局長通知 正14年 癩患者全国一斉調査統計(内務省) ・・・ 正14年 全国癩患者概数(大正8年との比較) ・・・	· 26 · 27 · 33	3
22 23 24 25	和元年 県内癩患者調査 和2年 湯ノ沢集落患者騒擾事件に係る警察費予算追加伺 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·35)
26 27 28	和 5 年 至生病院谷州県労担金の鼻山内訳 和 5 年 国立癩療養所設置に関する県会質疑 和 6 年 「癩予防法」(法律第58号) 和 6 年 群馬県における癩予防法施行細則(群馬県令第53号) · · · ·	·36	; 7
29 30	和 6 年 群馬県における癩予防法施行手続 和 6 年 知事事務引継書(国立自由癩療養地区の設置決定及び癩予防協会 会員募集の一時中止) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
31 32 33	和 7 年 草津癩療養所敷地内に建設する建物及び営業について(内務省通知) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 42	2
34 35 36	和 9 年 陸軍大演習に係る栗生楽泉園及び聖バルナバ医院の視察概要 ・・・ 和10年 草津町県会議員選挙 ・・・ 和10年 栗生駐在所警察電話線路架設寄付願 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 43 • 45 • 46	5
37 38 39	和11年 警察署別癩患者調査表 和11年 私立・官公立癩療養所別患者異動月報 ・・・ 和14年 栗生楽泉園引湯問題 ・・・	· 47	3
40 41 42 43	和16年 知事事務引継書(湯ノ沢集落移転問題) ··· 和17年 湯ノ沢集落移転に係る予算追加及び進捗状況 ··· 和27年 知事事務引継書(県内在宅癩患者数と貞明皇后記念救癩事業募金) ··· 次不詳 癩予防に係る執務摘要 ···	• 5 5 • 5 6	;
44 ※凡例	治43~大正元年 草津町湯ノ沢集落移転に係る編綴書類 ・・・・		
ヘルガ			

- ※凡例
 ・本文編に「資料〇」とあるのは、資料編の番号を指す。
 ・資料編標題の【】内は表題
 ・各資料編標し、文書中の関連部分を抄録したもの
 ・原文は縦書き
 ・原文において漢数字で標記されていたものは、適宜算用数字に直した。
 ・判読不能の文字は「□」で表した。
 ・個人情報に係る部分の文字は「○」で表した。
 ・今日では差別的となる表現についても、歴史的資料であるためそのままとした。